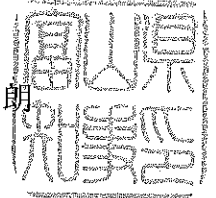


厚 第 508 号
令和4年10月10日

公益社団法人富山県善意銀行
理事長 河合 隆 殿

富山県知事 新田 八 朗



税額控除に係る証明について

令和4年8月10日付けで申請のあった法人の名称の税額控除に係る証明については、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第1号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、令和4年10月10日から令和9年10月9日までです。

事務担当 厚生企画課 米澤